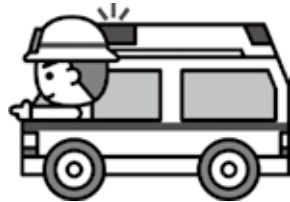




救急車の適正利用について

当消防本部の平成25年の救急出場件数は、1,283件で過去最高となり平成24年と比較して66件増加しています。



命にかかわる傷病者が救急車を待っています。救急車の適正な利用について今一度みなさんのご理解とご協力をお願いします。

救急車を呼ぶほどでもない、家族で病院に連れて行けるなど、診療時間外に病院を探す場合は、和歌山県救急医療情報センター、電話073・426・1199(NTT電話帳の1ページに電話番号が記載されています。)で診察可能な病院案内の業務を行っていますのでご利用してください。
消防本部でも診察可能な病院の情報提供はおこなっています。診察され

消防だより

有田川町消防本部
吉備金屋消防署
清水消防署
☎52-5950
☎52-5950
☎25-1243

今年の出動等(累計)

火災……………3件
救急……………206件
救助……………4件
(平成26年2月28日現在)

第2回「防火の詩」 入選作品発表

火災予防啓発の一環として、住民の皆様から、有田川町の火災予防に関する「標語・詩・エッセイ・俳句・短歌・川柳」を公募しました。入選された作品を発表させていただきます。たくさんのご応募ありがとうございました。

○優秀賞

(有田川町田口/田口 美鈴様)

「警報器 家にも

あなたの心にも」

○入選

(有田川町市場/嶋村 明子様)

「まあ待つて

あの火消したか 点検し

あなたの命 財産守れ」

悪質な消火器の訪問販売 訪問点検等にご注意を

最近、各地で悪質な消火器の訪問販売や訪問点検による被害が多発しています。不適切な点検を行う業者の大口は巧妙であり、高額で消火器を販売したり不適切な点検を行い高額な金額を請求したりします。被害やトラブルの発生を未然に防止するために、次の事に十分注意してください。

○トラブルを防ぐために

- ・ 専門業者を名乗り、消火器の強引な点検・購入を強要する場合、まずは、身元の確認できるものの提示を求め、あやしいと思ったらすぐに断りましょう。
- ・ 契約内容をしっかり確認し、安易にサインをしないようにしましょう。



- 高額な請求があった場合
 - ・ 慌てて値下げ交渉したり、支払いに応じたりせず冷静に対応しましょう。
 - ・ 脅迫的な言動に出た時は、速やかに警察に連絡しましょう。

【悪質商法に関する相談先】

和歌山県消費生活センター
☎073・433・1551
有田川町役場商工観光課
☎52・2111

○消火器について

- ・ 一定の規模の事業所(店舗や事務所等)には、消防法で消火器の設置義務があります。一般家庭に消火器の設置義務はありませんが、もしもに備え、消火器を自主的に設置することは望ましいです。
- ・ 消火器の耐用年数は、8年から10年くらいです。消火器に書かれた耐用年数を確認してください。
- ・ 新たに消火器を購入する際は、古くなった消火器をその販売店で引き取ってくれる場合もあります。お店に聞いてみてください。

あなたの命と財産を守るため 付いていますか? 住宅用火災警報器
「法律で全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。」

